

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

(1) 当社および当社子会社(以下、当社の子会社を「グループ会社」といい、当社およびグループ会社を総称して「当社グループ」という。)では、コーポレート・ガバナンスの原則を  
「経営の効率性の向上」  
「経営の健全性の維持」  
「経営の透明性の確保」  
と認識し、株主の負託に応え、同時にすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現と企業価値の向上をめざしてまいります。

(2) 当社グループでは、コーポレート・ガバナンスについては、経営上の最重要課題との認識を持ち、法令順守の趣旨を尊重しながら、取締役および使用人の職務執行の監督・監査を行っております。

(3) 当社グループとしての経営戦略展開機能の強化に加え、経営環境の変化に対し迅速かつ確に対処するための企業経営チェック体制の充実、牽制機能体制の充実が重要事項であるとの認識にたち、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則をすべて実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み状況・方針につきましては、当社ホームページ([http://www.sunautas.co.jp/ir\\_info/governance/tabid/233/Default.aspx](http://www.sunautas.co.jp/ir_info/governance/tabid/233/Default.aspx))に掲載しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太田興産株式会社	827,853	25.62
北野 淳子	279,230	8.64
JXTGホールディングス株式会社	234,000	7.24
太田 寿美子	160,409	4.96
北野 俊	117,200	3.62
サンオータス社員持株会	108,852	3.36
野川 正巳	79,500	2.46
三堀 重治	59,900	1.85
花房 太郎	51,100	1.58
河原 晶子	39,860	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高橋 理一郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 理一郎			弁護士資格を有し、法律に関する高い見解をもとに独立した立場から当社の経営方針及び業務執行の妥当性・適性を確保するための助言、監督を行うため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から会計監査計画の提出と会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人との間で定期的に情報交換、意見交換を行って監査の実効性および効率性の向上に努めております。  
内部監査については、社長直轄の独立した部門である内部監査室が、法令遵守および内部統制の有効性等について、毎年度計画的に業務監査を実施しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数 更新

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新

1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小嶋 郁夫	他の会社の出身者													
北村 俊和	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、  
「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、  
「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小嶋 郁夫			警察官としての長年の豊富な経験、高い公共性を有しており、当社の事業全般にわたり高い倫理観・社会性をもち、当社が期待する社外監査役としての機能を十分に発揮できるものとして選任しております。
北村 俊和		株式会社コーエーテクモホールディングス非常勤監査役を兼務しております。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有し、これらを活かして、外部からの客観的な視点で経営の監督と監視を行うため選任しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成23年ストックオプション(平成23年7月28日定時株主総会決議分)  
を実施していましたが、平成30年6月30日をもって期間満了につき終了。  
その後新たに実施したものはありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書等において、取締役報酬および監査役報酬の総額を開示しております。  
(平成30年4月期 役員報酬の内容)  
取締役の年間報酬総額 46百万円 (うち社外 1名 2百万円)  
監査役の年間報酬総額 8百万円 (うち社外 2名 2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の専従スタッフは配置していませんが、社外取締役への情報伝達は管理本部が行っており、社外監査役への情報伝達は常勤監査役から行われるほか、管理本部が必要に応じてサポートする体制となっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 業務執行については、当社グループでは業務全般にわたる諸規程を整備し、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程等により、各職位は責任と権限を明確にした上で職務の執行に当たっております。代表取締役が中心となって、業務執行、監督を行う一方で、次のとおり、取締役会規程で規定された付議事項を始め、経営上の意思決定を行う取締役会のほか、業務執行、監督を強化する機関として諸会議を運営しております。

・取締役会

取締役会は、取締役4名で構成され、経営上の重要事項、方針および業務の執行を決定しております。経営に関する事項の決議を速やかに行うため、月1回の定例取締役会のほか、臨時取締役会を機動的に開催しております。また、執行役員制度を導入し業務執行体制の強化を図っております。取締役会は決定機関であるばかりではなく、取締役の業務執行を監督する機関と位置付けております。

・経営会議

取締役会の決議事項、業務運営に係る法改正の内容(コンプライアンスの観点を中心に)の周知の場として、取締役、常勤監査役、執行役員及び営業関連部長等により構成された経営会議を月1回開催しております。あわせて、当社グループの業務運営上の問題点、リスク管理への対応等を検討し、当社グループ内事業部門間の調整を図っております。

・営業本部会議

取締役および営業部門の部課長(子会社を含む。)で構成される営業本部会議を月1回開催しております。この会議において、営業部門の各事業の拠点別・商品別売上、損益動向を中心とする業務執行状況を検証する仕組みをとっております。また、これらの各会議で検討・決定された内容は、各事業部門ごとに月1回以上開催されるマネージャー会議において、各拠点長へ伝達・徹底される仕組みとなっております。

(2) 内部監査、監査役監査および会計監査は次の体制で機能しております。

・内部監査

内部監査については、監査計画に基づき、社長からの特命事項も含め内部監査室が実施しております。

#### 監査役監査

監査役監査については、常勤監査役を中心に監査役3名で実施しております。監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、取締役会および取締役の意思決定・業務執行に関して、それぞれ独立した立場から法令違反の有無等について意見を述べております。

監査役と内部監査人は、問題点があれば連携して改善に取り組む体制をとっており、管理本部とも連携して、当社グループ内の牽制機能を果たしております。

#### ・会計監査

会計監査については、当社グループは東陽監査法人を会計監査人に選任し、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任し、経営への監視機能の強化を図っております。原則として全員が月1回開催される取締役会に出席し、取締役会による意思決定に対して、法令順守はもとより、その妥当性および適正性を確保する観点から意見を述べております。

特に社外取締役および社外監査役からは、社外の経験、見識に基づき客観的な視点に立った評価と意見を頂くことにより、取締役会はこれらを尊重し、経営判断に適切に反映されており、監視体制が適切に機能していると認識しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を原則年1回開催。社長自ら個人投資家に直接説明する方式で実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、当社グループの経営方針、経営計画および業績等に関する説明を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの一事業部門であるエネルギー部門において、「環境車検」の取扱いおよび普及に努めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

#### (1) 基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスについては、経営上の最重要課題との認識を持ち、代表取締役をはじめとして法令順守の趣旨を尊重しながら、以下の項目について取締役及び使用人の職務執行の監督・監査を行い、内部統制システムの構築に努めております。

#### (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行の法令遵守を実践するため、取締役会については「取締役会規程」が定められており、月1回開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催することにより、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各取締役の権限の範囲を明確にするとともに、各取締役相互の監督を行っております。

当社グループでは「内部監査規程」を制定し、内部監査業務を行うことにより、社内規程等の遵守状況についての監査を行っております。

さらに、当社は監査役設置会社として、取締役及び使用人の職務の執行について、監査役が執行状況を把握し、社長及び管理部門と連携して内部統制を行っております。

当社グループ社員からの法令違反行為に関する通報に対して適切な処理を行うため、「ヘルプ・ホットライン制度」を設け、従来から社内には「通報窓口」を設置しておりましたが、さらに社外窓口、監査役窓口を新設し、当社グループ従業員等の法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行い、公益通報者保護体制の確立を図っております。

#### (3) 損失の危機に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制確立のための「リスク管理・コンプライアンス対応委員会」を設置し、リスクカテゴリーごとの所管部署を定め、当社グループ全体のリスク管理体制を明確化するとともに、監査役と内部監査室が協力して部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告いたします。

組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応方針の決定については、管理本部が中心となって行います。また、新たに生じたリスクについては、社長と管理本部が対応方針を協議し、すみやかにその所管部署、対応方法等を決定いたします。

さらに、将来発生することが予想されるリスクについては、必要に応じて取締役会においてその対応方針を検討してまいります。

なお、経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、または発生する恐れが予想される場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、対応いたします。

#### (4) 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は、別途定める「文書管理規程」に則り、適正に保存・管理しております。

また、個人情報の管理については、「個人情報取扱規程」に基づき対応しております。

#### (5) 監査役の内部統制に関する事項

取締役または使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、リスク管理に関する重大な事項、重大な法令・定款への違反事項、その他コンプライアンスに関する重大な事項があることを発見した場合は、直ちに社長、管理本部へ報告するとともに監査役にも報告いたします。

また、監査役は、重大な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、定例取締役会、臨時取締役会のほか、経営会議、予算実績検討会議、子会社取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めるものといたします。

さらに、監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなどの連携を図ってまいります。

#### (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社のグループ会社については、その経営の自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確保するために「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行っております。

また、グループ会社間の調整や重要な意思決定については、グループ会社各社と協議のうえ対応しており、重要性のあるものについては、当社取締役会への報告を義務付けております。

#### (7) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保し、金融商品取引法に規定する「財務報告に係る内部統制報告制度」に的確に対応するため、法令および公正妥当な会計基準に準拠した「経理規程」を定め、これを遵守いたします。

また、経営者は、信頼性のある財務報告を作成するための内部統制システムの整備及び運用状況について自らその有効性を評価し、取締役会は、内部統制が確実に実行されていることを監視・監督し、監査役は、内部統制の整備および運用状況を監視・検証いたします。

なお、内部監査室は、内部監査を通じて内部統制の整備及び運用状況を検証・評価し、必要に応じて改善すべき事項について適時に経営者に報告いたします。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

#### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たず、不当な要求行為に対しては毅然とした態度で対応することを基本的な考え方としております。

#### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

管理本部を反社会的勢力の対応を統括する部署とし、関連情報の収集に努めるとともに警察等の行政機関や外部専門機関等との連結・協力体制を構築してまいります。

